



令和2年3月18日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和2年2月3日付31主徵計第942号により、当審議会に対して諮問された「地方税の
徴収事務（収入管理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のと
おりです。

別紙

「地方税の徴収事務（収入管理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の徴収事務（収入管理）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の徴収事務（収入管理）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 都税事務所では、都民サービスの向上及び効率的な税務行政の推進を図るため、執務スペースの一部を委託先に貸与し、窓口業務における証明書発行等の業務を一部委託しているが、委託先従事者の作業場所への私物の持込みの禁止や委託先従事者が税務総合支援システムを使用する際、必要最低限の閲覧権限のみ付与するなど、適切な安全管理措置を講じている。引き続き委託先への厳格な管理監督に努めること。

2 データの紙出力について

当該事務では、外部とのネットワーク接続を一切遮断するため、納税義務者からの徴収猶予の電子申請データを一度紙媒体に出力し、入力作業により税務総合支援システムに登録している。紙媒体への出力は、紛失・漏えいを引き起こす可能性が高いプロセスであることから、今後も引き続き、枚数確認の徹底や作業記録の報告など、紙媒体の保管・取扱いについての厳格な運用管理に努めること。

3 システムの脆弱性情報の管理について

当該事務においては、過去、委託先のシステムに対してソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスを受けていることから、委託先は当該システム全体の安全性を総点検し、サーバ監視体制の強化を実施する等、セキュリティ体制を強化している。

今後も、日々公表されているシステムに係る脆弱性情報への迅速な対応を確実に実施するなど、リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、引き続き委託先への厳格な管理監督に努めること。

4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和2年2月3日	諮詢
令和2年2月12日から 同月17日まで	本評価書案概要説明・審議 (第47回特定個人情報保護評価部会)
令和2年2月26日	審議(第48回特定個人情報保護評価部会)
令和2年3月18日	「地方税の徴収事務(収入管理)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏